

財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

団体名 新宿区

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
79,048	-	5,093	84,141

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	125,839	118,251	7,588	7,567	93	28,356	
一般会計等	125,839	118,251	7,588	7,567		28,356	

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金見込額	備考
国民健康保険特別会計	31,979	31,858	121	121	5,570	-	-	
介護保険特別会計	16,340	15,707	633	633	2,912	-	-	
老人保健特別会計	20,584	20,583	2	2	1,410	-	-	
公営企業会計等 計				756		-	-	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入金見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
特別区人事・厚生事務組合	13,782	12,487	1,295	1,292	325	1,777	76	
特別区競馬組合	118,570	118,191	379	17,151	-	-	-	法適用
東京二十三区清掃一部事務組合	79,618	73,944	5,673	5,668	8,297	87,825	2,723	
東京都後期高齢者医療広域連合	3,426	3,326	100	100	-	-	-	
一部事務組合等 計						89,601	2,799	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
新宿区勤労者福祉サービスセンター	1	447	300	74	14	-	-	-	
新宿文化・国際交流財団	14	772	520	153	-	-	-	-	
新宿区生涯学習財団	90	769	500	306	-	-	-	-	
新宿区土地開発公社	-	10	10	0	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			1,330	532	14	-	-	-	

- (注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		22,481	
減債基金		7,787	
その他充当可能基金		24,592	
充当可能基金 計		54,860	

- (注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	11.46	8.99	2.47	11.25	20.00				
連結実質赤字比率		9.89		16.25	30.00				
実質公債費比率	4.8	3.8	1.0	25.0	35.0				
将来負担比率				350.0					
財政力指数	0.65	0.64	0.01						
経常収支比率	74.4	76.8	2.4						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。
 3. 「財政力指数」は特別区財政調整交付金の算出に要した基準財政需要額及び基準財政収入額により算出した値である。

表中、百万円単位の数値は、千円単位の数値を元に計算した数値の百万円未満を四捨五入したものであり、表内の計算において一致しない場合がある。